

令和2年2月28日

事業者の皆様

京都市上下水道局
〔総務部契約会計課
技術監理室監理課〕

施工中の工事における新型コロナウィルス感染症の罹患に伴う対応について

上下水道局では、上記のことについて、下記に留意のうえ、適切に対応することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 発注工事の現場等で、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など感染症予防の対応を徹底するとともに、担当職員に加え、受注者を通じ、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること
- 2 作業従事者等に感染が判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するなど所要の連絡体制を構築するとともに、保健所等の指導に従い感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう周知徹底すること
- 3 感染した作業従事者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合は、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じること
- 4 罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合は、発注者が的確に工事の一時中止を指示すること（当局工事請負契約書第20条第1項参照）
- 5 上記3、4の措置に当たっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めること

(以上)